

新吉保育園移転整備基本及び実施設計業務
プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

新吉保育園移転整備基本及び実施設計業務

(2) 目的

本業務は園舎の老朽化が進む新吉保育園の保育環境を向上するため、移転新築する新園舎等（以下「本施設」という。）の基本及び実施設計を行うものである。設計者においては、保育環境に関する最新の知見を収集し、日常的に業務を行う保育士等の要求事項等を踏まえながら園児に対して最適な保育を提供できる施設とすることを最優先に設計を行うことが求められる。また、本施設を題材としたとよはし公共建築学生チャレンジコンペティション（以下「学生コンペ」という。）で選考された学生が本施設の建築計画案を提案するなど、設計のプロセスに参画することとなっており、多様な関係者間の意見調整を行いながら、本業務仕様の設計条件に加えた建築計画の立案を求めるものである。

このため、本業務の受注者には建築設計の高い技術、豊富な経験、専門知識が求められることから、技術的に優れた設計者を選考するため、公募型プロポーザル方式により技術提案を求めるものである。

(3) 業務内容

本業務の内容は、別に示す「特記仕様書（案）」のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年9月30日まで

(5) 契約上限金額

金19,877千円（消費税及び地方消費税を含む。）（令和4年度 金4,686千円）

(6) 技術提案のテーマ

本業務において提案を求めるテーマは、次に示すとおりとする。

テーマⅠ.

既存施設の課題や保育士の要望等に加え、建築計画に係る学生の提案も含めた諸条件から設計条件を整理する際の留意点を踏まえた合意形成プロセスに関する提案

テーマⅡ.

最新の保育環境に関する見識を活かし、設計条件を具体化する手法に関する提案

2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザルの提案資格

本プロポーザル公告日において、次のいずれにも該当する者でなければ提案することができない。

- ア 令和4・5年度に豊橋市が発注する設計監理・調査測量の委託契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有する者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- ウ 本プロポーザル公告日から契約候補者特定までの期間において、豊橋市から指名停止措置に付されていない者。
- エ 契約候補者特定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者。
- オ 契約候補者特定の前1年間に手形交換所規則による不渡報告に掲載されていない者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- キ 本プロポーザル公告日から契約候補者特定の日において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者。
- ク 本プロポーザル公告日において、設計で本市に登録している者。
- ケ 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、本市に登録している者。
- コ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- サ 設計に係る実績高（入札参加資格審査申請時における直前2か年間の年平均実績高）が500万円以上の者。
- シ 平成24年4月1日以降に、元請として木造建築物で延床面積300㎡以上（木造とその他の構造を併用する部分の床面積が300㎡以上のものを含む）の新築又は増築の設計を完了した実績を有する者。

(2) 業務実施上の条件

- ア 管理技術者（※1）は一級建築士であること。
- イ 本業務の分担業務分野（※2）は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の4分野とし、主たる分担業務（以下「主要業務分野」という。）は建築（総合）とすること。
- ウ 管理技術者及び各主任担当技術者（※3）はそれぞれ1名であること。
- エ 管理技術者及び主任担当技術者（建築（総合））は、プロポーザル参加意向申出書の提出者（以下「応募者」という。）の組織に所属していること。
- オ 管理技術者は主任担当技術者を兼任しないこと。また、分担業務分野の主任担当技術者は3分野以上の主任担当技術者を兼任しないこと。

カ 分担業務分野に関して専門的な意見を求める等の業務補助者（以下「協力者等」という。）を置く場合には、上記（１）アからキの要件は、協力者等にも適用し、複数の応募者の協力者等になることはできない。また、協力者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。

キ 協力者等を置く場合にあっては、建築士法第 24 条の 3 に規定される再委託とならないこと。

（３）協力者等の制限

ア 協力者等となった者は、本プロポーザルにおいて提案資格を有しない。

イ 応募者は他の応募者の協力者等となつてはならない。

ウ 複数の応募者の協力者等になることはできない。

※ 1：「管理技術者」とは、豊橋市建築設計業務委託契約約款第 14 条の規定によるものとし、本業務を統括し技術上の管理を行う者をいう。

※ 2：分担業務分野の分類及び業務内容は次による。

なお、これ以外の分野を追加、あるいは分担業務分野を分割し新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
主要	建築（総合）
	平成 31 年 1 月 21 日国土交通省告示第 98 号（以下「告示 98 号」という。）別添一第 1 項（設計に関する標準業務）において示される「設計の種類」のうち、「総合」
そ	建築（構造）
	同上「構造」
の	電気設備
	同上「設備」（「電気設備」に係るもの）
他	機械設備
	同上「設備」（「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの。ただし、本施設が平屋建てとなった場合は「昇降機等」に係る業務は対象外とする）

※ 3：「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

3. 担当部局

〒 440-8501

愛知県豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市こども未来部保育課

電話：0532-51-2315

電子メールアドレス：hoiku@city.toyohashi.lg.jp

4. プロポーザル参加意向申出書の作成要領

（１）プロポーザル参加意向申出書の様式

プロポーザル参加意向申出書の様式は、（様式 1-1～1-5）に示すとおりとする。

(2) プロポーザル参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

ア 業務実績表（様式1-4）に記載する実績については、次のとおりとする。

- (a) 応募者が平成24年4月1日以降に設計を完了した2.(1)サの提案資格を満足する業務、同種業務（用途）・類似業務（用途）・同種業務（構造）（※4）の実績を記載すること。ただし、同種業務（構造）を記載した場合は、2.(1)サの提案資格を満足する業務の記載は省略することができる。
- (b) 同種業務（用途）又は類似業務（用途）と同種業務（構造）には同一の業務を記載することができる。
- (c) 同種業務（用途）又は類似業務（用途）と同種業務（構造）の実績について、それぞれ最大5件まで記載することができる。
- (d) 同一の建築物を対象とした業務は、1の実績とみなす。
- (e) 企業の本所及び支所を含む業務の実績について記載することができる。ただし、日本国内の実績に限る。
- (f) 記載した業務について、契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し、受注証明書、建築確認済証、設計図面等）を添付すること。

イ 管理技術者・主任担当技術者の経歴等（様式1-5）に記載する内容については、次のとおりとする。

- (a) 管理技術者の一級建築士登録番号と取得年月日を記載すること。
- (b) 管理技術者が管理技術者又は主任担当技術者（建築（総合））に相当する立場で携わった平成24年4月1日以降に設計を完了した同種業務（用途）・類似業務（用途）・同種業務（構造）の実績を記載すること。なお、同種業務（用途）又は類似業務（用途）と同種業務（構造）には同一の業務を記載することができる。
- (c) 建築（総合）を担当する主任担当技術者が管理技術者又は主任担当技術者（建築（総合））に相当する立場で携わった平成24年4月1日以降に設計を完了した同種業務（用途）又は類似業務（用途）の実績を記載すること。
- (d) 同種業務（構造）と同種業務（用途）又は類似業務（用途）の実績について、それぞれ最大5件まで記載することができる。
- (e) 同一の建築物を対象とした業務は、1の実績とみなす。
- (f) 各主任担当技術者の保有する資格の内、下表に記載した担当する分担業務分野に掲げる技術者資格について記載すること。

分担業務分野	技術者資格
建築（総合）	一級建築士
建築（構造）	構造設計一級建築士・一級建築士
電気設備	設備設計一級建築士・建築設備士・一級建築士
機械設備	設備設計一級建築士・建築設備士・一級建築士

- (g) 記載した業務について、契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写

し、受注証明書、建築確認済証、設計図面等）を添付すること。

- (h) 記載した保有する資格について、当該資格を保有する旨を証明する書類（資格者証等）の写しを添付すること。

※4：「同種業務（構造）・同種業務（用途）・類似業務（用途）」は、下表のとおり。

同種業務（用途）	下記同種施設の新築又は増築に係る設計業務で、対象面積が800㎡以上であるもの。 【同種施設】 保育園、認定こども園
類似業務（用途）	下記類似施設の新築又は増築に係る設計業務で、対象面積が800㎡以上であるもの。 【類似施設】 告示第98号別添二第七号及び十一号のうち、同種施設に該当しないもの。
同種業務（構造）	木造建築物で延床面積800㎡以上（木造とその他の構造を併用する建築物で、木造部分の床面積が800㎡以上のものを含む）の新築又は増築に係る設計業務。ただし、告示第98号別添二第一号、六号、十三号、十四号及び十五号に該当する建築物を対象とした業務は除く。

設計業務とは告示第98号別添一で掲げる基本設計及び実施設計に関する標準業務に相当する内容を含む業務とする。

5. プロポーザル参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

- ア プロポーザル参加意向申出書（様式1-1）
- イ 会社概要（様式1-2）
- ウ 協力者等の名称等（様式1-3）
- エ 業務実績表（様式1-4）
- オ 管理技術者・主任担当技術者の経歴等（様式1-5）
- カ 4. プロポーザル参加意向申出書の作成要領（2）において必要とする添付書類

(2) 提出部数

各1部

※提出書類は全てA4サイズ・縦・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

3. 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(5) 提出期限

令和4年5月27日（金）午後5時必着

6. 実施要領、特記仕様書等、参加意向申出書の提出、提案書の作成に関する質問
実施要領、特記仕様書等、参加意向申出書の提出及び提案書の作成に関する質問の受付及び回答については、次による。
 - (1) 質問先
3. 担当部局と同じ
 - (2) 質問期間
本プロポーザル公告日から令和4年5月19日（木）午後5時まで
 - (3) 質問方法
質問書（様式1-6）に必要事項を記載し、持参、又は電子メールにより提出すること。
なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
 - (4) 回答
令和4年5月23日（月）
本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50400.htm>
7. 提案書の作成要領
提案書は、次に示すとおりとし、第一次審査（書面審査）の結果通知書により、第二次審査参加者に提出について通知する。
 - (1) 記述内容及び作成様式
 - ア 提案書（鑑）（様式2-1）
 - イ テーマⅠ、Ⅱに対する提案書（様式2-2）
 - ウ 参考見積書及び見積金額内訳書（様式2-3～2-4）
 - (2) 提案書の無効
提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。
8. 提案書の作成及び記載上の留意事項
 - (1) 提案書作成上の基本事項
プロポーザルは業務における取組方法や計画・設計の考え方について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を

反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

- ア 提案は文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。
- ウ 設計図、模型（模型写真を含む。）、その他成果物をイメージする図等は使用しないこと。
- エ 提案書に提案者及び協力者等を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。
- オ 提案書は、定められた様式に従い記載し、提出すること。使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

9. 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

- ア 提案書（様式2-1～2-2）正本1部、副本10部
正本、副本ともにA4サイズ・縦・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。
（様式2-2）をA3サイズで作成する場合、A4サイズに折り込んでファイリングすること。
- イ 参考見積書及び見積金額内訳書（様式2-3～2-4）各1部

(2) 提案書提出先

3. 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(4) 提出期限

令和4年6月27日（月）午後5時必着
提出期限後に到着した提案書は無効とする。

10. 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提

案及び提出書類を公開する場合があるものとする。

- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

1 1. 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された参加意向申出書及び提案書等について、新吉保育園移転整備基本及び実施設計業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において下記のとおり評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第一次審査（書面審査）

日程：令和4年6月10日（金）を予定

プロポーザル参加意向申出書により、参加する者に必要な資格の有無を確認後、応募者の実績、担当技術者の能力を評価する。

プロポーザル参加意向申出書の提出者が5者を上回った場合は、第一次審査（書面審査）により、上位5者に第二次審査の提案書の提出を要請する。

5者を上回らなかった場合は、プロポーザル参加意向申出書の提出者すべての者に第二次審査の提案書の提出を要請する。第一次審査の結果については、第一次審査日から3日以内に「結果通知書（第一次審査）」により電子メール及び郵送で通知する。

(2) 第二次審査（書面審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

日程：令和4年7月8日（金）を予定

テーマに対する提案内容等について、提案書及びヒアリングにより評価し、契約候補者として1者を特定する。

時間、場所及び留意事項等については、「結果通知書（第一次審査）」（第一次審査日から3日以内に電子メール及び郵送で通知予定）により通知する。

出席者は5名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり20分程度（説明10分、質疑10分程度）を予定している。

なお、社会情勢等を鑑みWeb審査とする場合がある。この場合において、応募者側で必要となる環境は応募者が用意するものとする。

(3) 評価基準

評価基準及び配点は、次項の表のとおりとする。

< 評価基準（第一次審査） >

審査項目	評価基準			配点	様式		
事務所の実績	応募者の業務実績について評価する。評価は実績1件ごとに右の基準で行う。（それぞれ5件までの合計を評価点とする）	用途	同種業務（用途）の実績[0.2]，類似業務（用途）の実績[0.1]	5	1-4		
		構造	同種業務（構造）の実績[0.2]	5			
担当チームの能力	主任担当技術者保有の技術者資格等について評価する。評価は右の基準で行う。	建築（総合）	一級建築士 [1.0]	4	1-5		
		建築（構造）	構造設計一級建築士 [1.0]，一級建築士 [0.5]	2			
		電気設備	設備設計一級建築士 [1.0]，建築設備士・一級建築士 [0.5]	2			
		機械設備	設備設計一級建築士 [1.0]，建築設備士・一級建築士 [0.5]	2			
	管理技術者及び建築（総合）を担当する主任技術者の業務実績について評価する。右の基準に基づきA×Bを実績1件ごとの評価とし、それぞれ5件までの合計を評価点とする。	管理技術者	用途	A		同種業務（用途）の実績 [0.2]，類似業務（用途）の実績 [0.1]	3
				B		管理技術者での実績 [1.0]，主任担当技術者（建築（総合））での実績 [0.5]	
		管理技術者	構造	A		同種業務（構造）の実績 [0.2]	3
				B		管理技術者での実績 [1.0]，主任担当技術者（建築（総合））での実績 [0.5]	
		主任担当技術者（建築（総合））	A	同種業務（用途）の実績 [0.2]，類似業務（用途）の実績 [0.1]		4	
			B	管理技術者又は主任担当技術者（建築（総合））での実績 [1.0]			
合計				30			

上表中 [] を評価点とする。

[評価点] × 配点を各審査項目の得点とし、各審査項目の得点を合計した総得点が高い者から順に選定する。

< 評価基準（第二次審査） >

審査項目	評価基準		配点	様式	
事務所の実績	同種・類似業務の実績について、評価する。 評価基準は第一次審査と同じ。	用途	5	1-4	
		構造	5		
担当チームの能力	主任担当技術者保有の技術者資格等について評価する。 評価基準は第一次審査と同じ。	建築（総合）	4	1-5	
		建築（構造）	2		
		電気設備	2		
		機械設備	2		
	管理技術者・並びに建築（総合）を担当する主任技術者の同種・類似業務の実績について、それぞれ評価する。 評価基準は第一次審査と同じ。	管理技術者	用途		3
			構造		3
主任担当技術者（建築（総合））	4				
業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続きの理解度（表現の妥当性を含む）、積極的に取組む姿勢等について総合的に評価する。評価の基準は次による。 極めて高い [1.0] 高い, [0.8] , 普通 [0.6] , やや低い [0.4] , 低い [0.0]		10		
業務の実施方針及び手法	業務への取組体制、担当チームの特徴、設計業務への学生の主体的な関与に関する考慮、業務を実施するうえでの課題や問題点の把握等について評価する。評価の基準は次による。 極めて高い [1.0] 高い, [0.8] , 普通 [0.6] , やや低い [0.4] , 低い [0.0]		20	2-2	
テーマに対する提案	テーマⅠ、Ⅱのそれぞれについて、提案の的確性（与条件との整合性が取れているか）、有効性（より高い効果が期待できる具体性のある提案となっているか）、実現性（理論的に裏付けられており説得力のある提案となっているか）等を総合的に評価する。評価の基準は次による。 極めて高い [1.0] 高い, [0.8] , 普通 [0.6] , やや低い [0.4] , 低い [0.0]	テーマⅠ	20		
		テーマⅡ	20		
参考見積金額	提案者の参考見積金額を評価する。 [評価点] = (契約上限金額 - 提案見積金額) / (契約上限金額 - 契約上限金額の7割) ※小数点第2位を四捨五入、[評価点]は最大[1.0]とする。		10	2-3 2-4	
合計			110		

上表中 [] を評価点とする。

[評価点] × 配点を各審査項目の得点とし、各審査項目の得点を合計した総得点が最も大きい者を特定する。

(4) 契約候補者の特定

- ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。
- イ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ウ 評価委員会各委員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。
- エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。
- オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の「担当チームの能力」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する（第一次審査の選定についても同様とする）。

1 2. 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「新吉保育園移転整備基本及び実施設計業務プロポーザル契約候補者の特定について」を豊橋市こども未来部保育課内において配置し、これを閲覧させること及び3. 担当部局ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3. 担当部局に同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない）以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

1 3. 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 提出書類等に虚偽の記載をした者の提案

(2) 実施要領に示した提出書類等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(3) 見積金額が契約上限金額を超える提案

(4) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1 4. 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。

(2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

1 5. その他

(1) プロポーザル参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。

(2) プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出後のプロポーザル参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。

(4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。

(5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。

(6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

(7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

16. 添付資料

- (1) 特記仕様書（案）
- (2) 新吉保育園移転整備基本計画
- (3) 「とよはし公共建築学生チャレンジコンペティション」実施要綱